

毎日のように児童虐待のニュースがテレビや新聞紙上で取り上げられています。死にいたるケースもあり、その都度心を痛めている方もいらっしやるのではないのでしょうか。

虐待が起こる要因はさまざまですが、その二つに『虐待の輪廻』というものがある雑誌で読んだことがあります。

それは「親から虐待を受けた子ども達は、生まれてきた自分の子どもにも同じような虐待を行う。」というものです。さらに記事には、「自分の親から受けた行為は、良識的でないことであっても当然のように受け入れ、正しいものであるかのように信じてしまおう。」とも、書かれています。

虐待を受けたすべての人がそうなるわけではないでしょうが、現代社会においては核家族化が進み、虐待が行われている家庭であったとしても、「家族の問題に口を出さないでもらいたい。」とか「プライバシーの侵害だ。」などと周囲の意見を受け入れないことがあつたりします。

そのような家庭の子ども達を救うためには「地域の子どもは地域で育てる」環境作りがとても大切だと思います。

それぞれの地域で、多くの大人が

児童虐待を防止するには

連携・協力の意識をしつかり持つて子育てに取り組む姿勢があれば、『虐待の輪廻』だけでなく、虐待全般に効果を発揮することができるようではないのでしょうか。

児童虐待の防止等に関する法律第六条には「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならぬ。」と明記されています。通告の義務(匿名で連絡することもできますし、名前を名乗ったとしても、その情報は相談先以外には知られないことになっています。)という重苦しい雰囲気がありますが、子どもはできるだけ地域全体で見守るようにしたいものです。

*このシリーズはあなたとあなたの周りにいる人の間に温かなつながりが生まれることを願い、人権について考えるきっかけになることを目的としています。

■問い合わせ

人権啓発広報委員会

☎ 880・6569